

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年5月25日（木）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 任 介 辰 哉（東京地方裁判所刑事部判事）  
裁判官 有 賀 貞 博（東京地方裁判所刑事部判事）  
検察官 北 蘭 信 孝（東京地方検察庁公判部副部長）  
検察官 丸 山 潤（東京地方検察庁公判部検事）  
検察官 佐 藤 友 弥（東京地方検察庁公判部検事）  
弁護士 水 橋 孝 徳（第二東京弁護士会所属）  
弁護士 臼 井 智 晃（東京弁護士会所属）  
弁護士 新 庄 健 二（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日の司会進行役を務めさせていただきます東京地裁刑事11部の裁判官の任介と申します。どうぞよろしく申し上げます。本日はお忙しい中8名の方にお集まりいただきました。裁判員裁判の審理では、目で見て耳で聞いて分かる審理の実現を目指して検察官と弁護人には主張や立証をしていただいています。本日は、分かりやすい審理というテーマで皆さんから御意見をお伺いしていくことにしています。実際に経験された審理の内容が分かりやすいものになっていたかどうか、分かりにくいことがあったとしたら、それはどう工夫すればいいのかなどについて裁判員経験者の皆さんからお聞きしていきたいと思っています。本日お越しいただいた8名の方のうち、今回は3番の方と5番の方が同じ事件を担当されたと聞いています。その他の方もいろいろ

ろな罪名の事件を担当されていますので、積極的に御意見をいただけるものと思います。

それでは、まず最初に私からそれぞれ担当された事件の概要について御紹介していきますので、その上で裁判員経験者の皆さんから全般的な御意見、御感想をいただきたいと思います。まず1番の方は、被告人が共犯者らと共謀の上、身代金目的で成人男性を車内に拉致監禁するなどして傷害を負わせ、その母親に身代金を要求したという事案で、量刑を決める上での事実関係に争いがあり、量刑が争点となった事案のようです。では、1番の方、裁判員を御経験された感想等についてよろしくお願ひします。

1番

初めのうちは、まさか自分が選任されるものとは思ってなかったもので、自覚もなく現実感がないまま話合いに加わりました。ただ、1週間という日にちで、3人の裁判官の御指導、リードというか、プロの方々にやはりお話を聞きしながら、参加しているという実感というか自覚ができてまいりました。結果的に参加してとても有意義だったという自覚を持っております。ただ、私はパート勤めをしているんですが、1週間仕事を休むということで結構大変な思いをいたしました。1週間後に出てみたときにちょっとつらい思いをしたことは今でもよく覚えています。

司会者

仕事の関係では、裁判所に来る前の不安とかもかなり大きかったんですか。

1番

いいえ。まさか選任されるとは思っていなかったのですが、まず選任手続の半日だけのお休みは本当に簡単にいただけました。まさか裁判員になるとはお互いに思っていないとか、なってしまったというのは大変失礼な言い方なんですけど、選任されたので1週間休みが欲しいと、そのときの反応もよくなかったですし、8日後に出てみたときも、ああ、こういうものなんだ

など、パートなのにかどうかパートだからか、そういったものはちょっと感じました。

司会者

それでは2番の方ですが、交際していた被害者に対する殺人未遂の事案で、争点は殺意の有無、責任能力の程度で、弁護人が仮に殺意が認められた場合には自己の意思により犯罪を中止したという中止犯が成立するというふうに主張していたという事案です。御感想等はいかがですか。

2番

裁判員につきましては、日頃知り得ない貴重な経験ができたと思っております。私も選任されるとは思ってもおりませんでしたので、最初の2日間ぐらいまでは、心と体がばらばらとか、いつもの職場に行ってるような気持ちでいるんですけども、心の中で審理に参加しているということがどうも現実的に思えない中で、裁判長をはじめ裁判官の皆さんが、裁判の進め方やそれから物事の決め方を一つ一つ順を追って説明してくださり、とても分かりやすかったということです。そして途中、就活中のインターンシップになったような気持ちで参加させていただきました。審理につきましては、資料が大変分かりやすかったです。仕事につきましては、私は会社員をしておりますけれども、社長及び上司の理解が大変深かったということで、事前に日程の案内が送られておりましたので、もし選ばれてしまった場合の予定を二本立てで立てておけた部分がありましたので、理解が得られたということも含めまして、半ば覚悟を決めることができました。ただ、選任されるとは思っていなかったもので、ちょっと驚きました。それから裁判員としての6日間が過ぎました。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番の方については、飛行機を利用した覚せい剤の密輸の事案で、争点は被告人が持ち込んだキャリーケースの中

に覚せい剤を含む違法薬物が入っているかもしれないと認識していたかどうかということでした。御感想をよろしくお願いします。

### 3 番

私も当然というか、まさか自分が選ばれるとは思ってなかったです。まず最初に最高裁から封筒が届いたときにどきっとして、何かやっちゃったかなと思ってですね。いざ封筒を開けると名簿に載りましたよという、ああ、そうなんだ、こういうこともあるんだなと思って。しばらく時間が空いて、忘れかけた頃に東京地裁から選任手続に来てくださいという呼出状が来て、おお、いよいよ来たかと。いざ選任手続の会場に入ってみると意外と来られてる方が多くて。私は正直やりたかったんです。めったにできることじゃないんで、是非これはやってみたいなと思っていました。会場に結構人がいらっしゃっていて、これは競争率10倍ぐらいかなと見て、これはやばいなと思ってたんですけど。いざ番号を画面に映していただいたら、合格発表を待ってる気持ちというか、どきどきしながら待ってたんですね。自分の番号がぱっと見えて、おお、やったと思ったんですけど、皆さん、しんとしてるんですよ。おおとも何とも言わなくて。だから僕も黙ってたんですけど、やったなと心の中で思っていて。ただ、いざ裁判が始まってみると、最初はペースがつかめなくて、どういうものかというのが全く分からなかったんですね。実は、せっかく選任手続に呼ばれたというんで、事前にちょっと本を2冊ぐらい、簡単な本なんですけど、裁判員についての本を見て、それからあと、裁判所のホームページにこの意見交換会の議事録がアップされていたんで、それも二、三回分目を通して、やっぱり皆さん緊張されてやられてるんだなとか、不安に思われてやってるんだなと、また、自分だけじゃないんだなと思って。そういった意味では、逆に変な心配はなかったです。事前にやっておけばよかったなと思ったのは、1回でも傍聴に来ておけば、最初のペースがつかみやすかったかなということです。自分なりに真剣に取り組めて、

経験して非常によかったなと正直思ってます。裁判員をやってから、ニュースで見る裁判の見方というのがかなり変わってきて、今までは本当に頭を通り過ぎていただけだったんですけど、割と新聞なんかでもきちっと読むようになりましたし、すごく自分の意識が変わったなと感じています。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番の方は、被告人が兄である被害者方に放火して被害者を殺害するとともに被害者方の一部を焼損したという殺人・現住建造物等放火と、被告人方に発火装置などを設置したという放火予備の事案ということで、量刑が争点になりました。では、お願いします。

4番

私も裁判員として参加したいと思っておりました。だから、自分の番号があったときは、あっと思ったんです。私の裁判の裁判員は割とそういうやってみたかったという方が多かったように見受けられました。あと、とても緊張したんですけども、裁判長や裁判官の方が大変詳しく、そして丁寧に説明をしていただいて、流れですとか、量刑のことですとか、大変分かりやすく教えていただけたので、参加していて、大変ためになったというか勉強になったなというのは感じております。それから、お昼にですね、いろんな省庁を回らせていただいたのも大変貴重な経験になったと思っております。機会があればまた務めたいなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございます。5番の方は、先ほどの3番の方と同じ事案ということですが、感想をお願いします。

5番

まず、皆さんがおっしゃっていたとおりで、選任されるまで、私の裁判員制度に対する意識というのが、よくも悪くもなくゼロという形で、選ばれることはないだろうなと関心が薄かったというのが全てです。実際やってみて

どうだったかといいますと、本当に自分の意識に変化が起きました。具体的に申し上げますと、この世の中でこういった事件が起きているのかとか、こういった方法で人を裁いているのかという、社会に対する関心がかなり上がりました。ですので、裁判員に参加させていただいたことで、裁判のクオリティを上げるのに役立ったか、自分が参加したことで裁判のクオリティに何か変化があったかということよりも、裁判に参加した自分にかかなりいい影響があったなという印象があります。たまたまなんですけれども、私が参加させていただいた審理では、人が殺害されたりとか被害者がいるものではなかったことと、結果的に無罪判決で終わったことから、その後のトラウマ的なものがなく、かなり裁判に参加していいところのエッセンスを自分は感じる事ができたのかなという印象を持っています。仕事のことに関しましては、私の職場ではしかるべき有休が特別に付くということで、行っておいでという形で職場も送り出してくださったんですけれども、先ほど話を聞いていて、その辺のことはいろいろ問題があるのかなというふうに思いました。私の周りでは裁判員をやってみたいという方がすごく多いのですが、選ばれないということと、仕事を挙げる方が多いなという印象です。そういうことも含めて、この意見交換会で皆さんの意見とか聞けたら勉強になるのかなと思っております。

司会者

ありがとうございます。6番の方は、被告人が被害者の居宅に侵入して強姦しようとしたが、姦淫行為は未遂にとどまって被害者に傷害を負わせたという事案で、姦淫行為が未遂にとどまった原因について、被害者が抵抗したことなどによるのか、それとも被害者がかわいそうになって自分が行っていることが恐ろしくなって被告人が自発的にやめたのかということが争点になった事案ということですが、感想をよろしくお願いします。

6番

自分も最初に最高裁から通知が来たときに、あれっ、自分何かやっちゃったかなというのが第一の印象でした。次に、東京地方裁判所から封筒が届いて中を開けて見まして、裁判員裁判の選任の手続に来てくださいと。その後にもう1通来まして、何で同じものが続けてくるのかなと思いましたが、違う部署からの裁判員裁判の選任の手続に来てくださいという通知でした。日にちを見たらかぶってましたので、あれっ、日にちがかぶってると思いまして、ここに電話してくださいと番号があったので、そこに電話して、日にちがダブってるんですけど、これはどうなんだろうというのを質問したのを今でも鮮明に覚えております。裁判員裁判の選任の手続に来たときに、まさか自分が選ばれるとは全く思っておらず、ただ漠然と来まして、それで一応いろいろ話を聞いたら、選任されてしまったという印象でした。裁判員裁判をやってみて、すごくよかったなという、いい経験させてもらったという印象です。会社的には、特別な有休で、選ばれたからには積極的に行きなさいという会社の方針で、会社も理解してくれたので、すごくよかったと思います。

司会者

ありがとうございます。同時に二つ呼び出されるというのを幸運と言っていいかどうか分かりませんが、貴重な経験をされたということですね。

6番

はい。

司会者

7番の方は、被告人が被害者を頸部圧迫等による窒息死をさせたということで起訴された事案で、職務従事期間が15日間ということで他の方よりも長かったのですが、その辺も含めて御感想等をいただければと思います。

7番

私も、3番の方も6番の方もおっしゃったように、まずは最高裁の封筒で、

心当たりはないけどと同じようにびっくりしました。ただ、それもどこかにやってしまって忘れていた頃に選任手続に呼ばれて、あっ、そうか、名簿に載ってたんだと、その選任手続の書類で思い出したような状態でした。選任手続の案内で、日にちが15日間というのは言っていたいて、当たらないとは思ってはいたんですけど、もしなってしまったら15日間もあるので、仕事の調整をどうしようかなという不安を抱えたまま選任手続に行きました。実際、選任手続で自分の番号があったとき、あっ、これは大変なことになってしまったと、会社との調整は本当にどうしたらいいんだろうと、週1日ぐらいしか出社できないようなスケジュールで1か月なので、私が抱えてる仕事は大丈夫かなという不安を持った記憶があります。ですが、実際に、選ばれたと会社に言ったところ、そういう制度もありましたし、行っておいでと快く送り出していただいたので、会社に呼び出されて戻るといったことは15日間の裁判期間中、2日間ぐらいだったかなと思います。務めた感想なんですけれども、期間が長かったとことや、割と法医学の先生方の証言だとか6人ぐらいのお医者さんの話を聞かなければいけないということもあり、医学部の学生になったような気分で、裁判員として参加しているというよりは、前半は医学部の学生が授業を受けているというような状態だったと思いますね。会社の周りの方の反応なんですけど、何を聞いたらいいいのかとか聞いちゃいけないのかというのが分からないので、逆に周りの方にすごく気を使っていたなど。裁判官から、公開しているので法廷での出来事はしゃべっていいんだよと言われましたが、守秘義務について周りの方のほうですごく誤解をされていて、何を1か月もやってると聞きたいんだけど、すごく気を使って、これは聞いちゃ駄目なのかなという雰囲気を感じたので、その辺りはもう少し、公開されているものでそこで話されてることは聞いても大丈夫なんだよという認識は広めていただいたほうがいいかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。8番の方は、被告人が被害者方に侵入して暴行・脅迫を加えて強盗に及び、被害者を負傷させたという事案であって、被告人と犯人の同一性ということが争点になったという事案だったようです。御感想をお願いします。

8番

私も選任されると思ってもいなくて、1年ぐらい経ってから手紙が来て、来てくださいと言われたときに、本当に私でいいのかなという感じでした。選任手続で裁判員に選ばれて、私の番号が表示されたときも、悪いことをしてないのに何か悪いことをしたかのような、何か面接に行ってるかのような雰囲気、すごく緊張していたのを覚えています。裁判に参加してから、ニュースの見方がとても変わりました。いろいろなニュースが毎日のように出てるんですけど、裁判長とか裁判官の方とか、あれっ、見たことある人がいるとか、その辺を見てしまったりとか。あとは、被告人が高齢化してるのか、私の父親と同じぐらいの年齢の人を裁くというのがちょっと心苦しいなというところがありました。会社では、大体年3人ぐらい裁判員に選ばれる人がいるという話を聞いていて、その一人なんだろうなという感じで。上司にも説明したところ、本当に行くのかというのが最初はあったんですけど、是非行かせてくださいという感じで参加しました。

司会者

ありがとうございます。今回皆さんいろんな事件を担当されたわけですが、4番の方の事件には殺人という罪名が入っていて、7番の方の事件は傷害致死ということで、選任手続の段階になって初めて人が亡くなった事件なんだということが分かるんだと思うんですけど、選任の際にそういうことが分かって、どんな気持ち、感想でしたか。

4番

最初はどんなに恐ろしい証拠を見せられるのかなと、本当にドキドキしておりました。ところが、見せていただいた証拠は、残忍な死体ですとかそういうものはなくて、状況の証拠というのが多かったと思います。ですので、そこまで自分の心にトラウマとして残ってしまうことはなかったと思います。

## 7番

選任の段階で人の死に関わる事案だという説明をあらかじめ受けていました。裁判が始まったときにも、ここから先には御遺体の写真がありますとか、死因に関わる争いがあったのでそういった写真と資料はどうしても見なければいけないという裁判だったので、つらくなかったかと言われればやはりつらいものはありました。ただ、どちらかというと冷静な目で、証拠の資料だよという感覚で見ようというふうに自分の中で整理をしてずっと参加していたように思います。

## 司会者

ありがとうございます。それでは、次のテーマとして公判審理に移りたいと思います。ここでは冒頭陳述、証拠調べ、論告・弁論と、三つの場面に分けて御意見等をお伺いしていきたいと思います。まず最初の冒頭陳述ですが、分かりやすい審理というテーマですので、冒頭陳述は分かりやすかったかどうか、その後の証拠調べで注目すべきポイントというものが理解できたかどうか、あるいはその後の証拠調べの内容を理解するのに役立ったかどうかというようなことを一応の観点としては考えています。もちろん、それ以外の観点も含めて率直な御感想、御意見等をお伺いしたいと思います。冒頭陳述についていかがでしょうか。どうぞ、3番の方。

## 3番

冒頭陳述で最初に検察官から配られたメモがすごく分かりやすく、争点も、こういうところを調べてくださいということがきちっと書かれていて、それもワンペーパーでおさまっていて、ああ、さすがだなと正直思いました。

私が担当した事件では明確な証拠がなくて、被告人に覚せい剤を持ってきたことに対する認識があったかどうかという、未必の故意、この言葉も裁判で覚えたんですけど、その未必の故意があったかどうか、何を調べたらいいかというのが、そのメモがあったことで、こういうことなんだなというふうに思いました。私が仕事をやってる上でもいろいろプレゼンテーションをする機会があるんですけど、こういうまとめ方もあるんだとか、ちょっと参考にさせていただこうかなと思いました。

司会者

他の方はいかがですか。7番の方、お願いします。

7番

私も検察官の冒頭陳述の資料はすごく分かりやすいように見えるんですけど、当日配られたときは話の内容がさらっと頭に入っただけで、裁判の後半になって見返すとすごく分かりやすい資料だったなというふうに感じました。冒頭陳述で配っていただいたときはただ本当に聞いているだけで、分かりやすいのかも含めて判断ができないような状態だったんですけども、事件の流れが自分でも分かった段階で見ると、すごく分かりやすい資料だったんだなと思いました。

司会者

他の方はどうでしょうか。1番の方、お願いします。

1番

資料は、私のような素人でもとても分かりやすかったのですが、裁判所の中で座っていると現実感がなかったというのが最初の頃の率直な感想です。日にちがたつにつれ、だんだん自分も参加しているという実感が湧いて、先ほどと重なりますが、最終的には話を尽くしたなという感じでした。

司会者

ありがとうございます。2番の方は争点がたくさんあったかと思うんです

けれども、どういう争点をどういうふうに今後証拠調べとして見なければいけないのかというようなところを、冒頭陳述で、検察官・弁護人双方からされたと思うんですけれども、分かりやすいものだったでしょうか。

## 2 番

私が参加させていただいた事件は殺人未遂だったので、殺意の有無が主な争点でした。先ほども医学部の学生になった気分だったという御意見もあったと思うんですけれども、やはり証人に立たれる医師の方の説明に大変興味がありました。とても分かりやすかったのと、もう一つの争点であった被告人の方の責任能力の部分の、酩酊というんですか、複雑酩酊なのか単純酩酊なのかといった、私あまり知らなかった言葉をたくさん勉強することができて、その酩酊の種類はどういった状態なのかということに大変興味があって、本当に最初の1日2日はとても緊張の中で座ってるだけで精いっぱいという感じだったんですが、3日目、4日目、見直してみると大変分かりやすい陳述だったと思います。

## 司会者

他の方はいかがですか。5番の方、お願いいたします。

## 5 番

裁判員裁判ということで、検察官も弁護士も分かりやすく伝わるようにという工夫をいろいろされているのかなという印象がすごくあって、ペーパー1枚にまとめてあるとか、カラーのもので本当に字もくっきり大きくみたいな感じのものだったので、分かりやすいように工夫されてるなという印象がすごくありました。特に私の参加した裁判では、最初の冒頭陳述という裁判員としてまだ日の浅い段階で、裁判員同士もまだ打ち解けられてない段階で、緊張がマックスだと思うんですけど、冒頭陳述で、弁護士の方が突然譜面台を真ん中に持ってきて、台本を開いて、これから劇が始まるんじゃないかという、パフォーマンスっぽく、これこれこうですと始まったのがすごく印象

的で、その後評議室に戻った後に、あれすごかったよねということですから、  
裁判員同士の会話になったのが印象に残ってます。やっぱりそういうもの一つ一つが必要な工夫なんだなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。弁護人の冒頭陳述が印象的だったというお話がありました。分かりやすさという観点ではどうでしょうか。

5番

多分紙1枚で分かりやすさとしては十分だったと思います。正直申し上げますと、あの劇のパフォーマンスだとちょっと惑わされてしまうというか、裁判の争点に目が行くというよりも、弁護士の人ってこういうふうにするんだということに焦点が行ってしまったというのは確かにあります。裁判員同士の話題づくり的なものではすごくよかったですけど。ただ、弁護士の方も1枚のペーパーにまとめてきてくださって、すごく分かりやすかったという印象だったと思います。

司会者

たまたま同じものを見られた方がいらっしゃるのでも御感想をお聞きしたいと思えます。

3番

全く同意見で、その譜面台を前に、いきなり「なぜなんだっ」と始まったんですよ。うおっと思って、何だ、こんなことやるんだと思って、そっこのほうで頭がいっぱいになっちゃって、正直しゃべってることは頭に入らなかったです。ただ、紙はちゃんと配っていただいていたので、見るべきところはそれでちゃんと理解はしました。だけど、ちょっとあそこまでやってもらわなくても大丈夫かなというところはありません。

司会者

どうぞ。

4 番

同じようなことなんですけれども、検察官が冒頭陳述で出してくださった書類というのは本当に緻密で、分かりやすいという印象を受けたんですけども、どちらかというとなんか弁護人のほうは情に訴えてくるという感じをすごく受けました。そこがちょっと似たようなことを感じたのかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。冒頭陳述について御意見、御感想をお伺いしましたけれども、検察官、弁護士の方から何かお聞きになりたいことはございますか。

水橋弁護士

弁護士の水橋といいます。よろしく申し上げます。8 番の方の事件は被告人が公判で黙秘をした事件だったんですかね。

8 番

はい。

水橋弁護士

冒頭陳述の資料では、黙秘権とは何なのかみたいな話書かれていたようなんですけれども、被告人が話をしないということについて、冒頭陳述でその点についての説明が必要十分になされていたのかとか、あるいは、その説明って別にそもそも要らなかったよねという感じで受け止めておられるのか、今改めて審理を振り返ってみたときに、黙秘権について冒頭陳述で述べるのがどう受け取られたのかということをお伺いできればと思ってます。

8 番

とても難しい話ですね。

司会者

被告人が黙秘したことについてというよりは、そういったことについての

説明を弁護人が冒頭陳述でしたことについて、感想程度でも。

8 番

そうですね。被告人について、何か弁護士がかばってるかのように見えたというのが私の感想です。あまりうまく説明できないんですけど。

水橋弁護士

一番最初の時点で、この裁判では黙秘しますよということを突然弁護人が冒頭陳述で宣告しますよね。おお、そうなんだという感じに多分なったかと思うんですけども。何で黙秘するのか、理由とかを弁護人が述べたことは記憶にありますか。

8 番

それがちょっと分からないんです。

水橋弁護士

逆に言うと、そこはあんまり記憶に残らないぐらいの話だったということなんですかね。

8 番

そうです。

水橋弁護士

分かりました。ありがとうございます。

司会者

検察官のほうはよろしいですか。

丸山検察官

検察官の丸山と申します。検察官の冒頭陳述について、特に冒頭陳述が1枚ではなくて争点が多岐にわたっているような事案を担当された方で、聞いている場面では分かりづらかったけれども、後に振り返ってみて整理をする段階で読んでみると分かりやすかったとか、いろいろあると思います。例えば、後から読んでもちよつと分からなかったとか、情報量が多過ぎて消化が

できなかつたとか、感じられた方がいらっしゃれば教えていただきたいと思  
います。

司会者

いかがでしょう。2番の方，どうぞ。

2番

私の場合，裁判を経験したこと自体が初めてなので，冒頭陳述が分かりや  
すいか分かりにくいかというのは，比べるものがなくて，本当に申し訳ない  
けど聞くので精いっぱいという状態でした。私自身の感想としては，本当に  
資料の内容は大変分かりやすかつたと思います。

司会者

ありがとうございます。

新庄弁護士

弁護士の新庄と申します。検察官のほうは，冒頭陳述では，1枚紙のメモ  
を出して，概要は口頭で説明されて，その後，口頭で説明した文章みたいな  
ものは多分渡されないことが多いんじゃないかと思ひます。弁護人のほうも  
冒頭陳述を1枚ペーパーにした上で，口頭で多分説明が入ると思ひんですが，  
その口頭で説明したものを書面化したものをいただいているか，あるいはい  
ただいていなかったのか。もしいただいていたのであれば，もらっていたほ  
うがよかつたと後で思われたか。あるいは，もし口頭で述べた部分が書面と  
して渡されなかつたら，渡されたほうがよかつたなと後から思われたという  
ようなことはなかつたのか。というのは，私自身の体験でも，メモは1枚紙  
でお渡ししますが，その際に事前に説明する内容の書面は後でお渡しします  
ということで，今はメモを見ながら説明を聞いてくださいというやり方をし  
たんですが，当時の反省会では非常に，口頭で説明した部分が書面でも出て  
いるほうが分かりやすかつたと言われました。皆さんの御経験では，1枚紙  
だけで済んだと思われたか，口頭で述べた内容も書面で欲しかつたと思われ

たか。その辺について御意見をいただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。では，5番の方。

5番

それはすごく裁判中に思ったことで，皆さんもそう思われたんじゃないかなと今，お話を聞いていて思いました。冒頭陳述ももちろんなんですけれども，その後の証拠調べの段階において，こういう証拠がありましたと配られた写真を見ても，お話しされるのが主というか，これこれこういうものですということ，全て自分でメモをとって，評議室に戻ってきたときにみんなを出し合って，こういうこと言ってたよね，こういうこと言ってたよねということをやっていたので，今おっしゃられたとおり，検察官の方も弁護人の方も，しゃべることがその段階で決まっているのであれば，発言したものを全てペーパーで打ち出してもらえれば，評議時間がかなり短縮されるんじゃないかなとすごく思いました。

司会者

他の方は。3番の方。

3番

今の5番の方と同じ裁判を経験してるんですけど，私は多分あったほうが後で見返すのはすごく役に立つのかなとは思うんですけど，実は評議している中でもあまり見返す時間がないなと思っていて，自分で一生懸命メモをとっても，そのメモを評議の中で見返す時間もそんなになかったなと。資料を持って帰れませんし，思い出すのにもどこに書いたっけなみたいなのも結構あったんで。書面をいただければいただいたで多分役には立つと思うんですけど，読み返す時間がもうちょっと欲しかったなと，ちょっとお答えになってないかもしれませんが，そういう感想を持ちました。

新庄弁護士

口頭で述べて後でペーパーが来ると思えば、多分皆さん御自身でメモをとる必要がなくなってくると思うんですけど、本当に自分がメモをとったところは大事なところだと思ってとれていたと体験的に思われますか。裁判そのものに慣れてる我々法曹は、どこら辺が中心でポイントになりそうだなというところをより注意して聞いていたり是可以するんですけども、初めて裁判に臨まれる方は、検察官なり弁護人がこうですよという話をしたところが、それがどう重要なんだろうかというのを意識されることが難しいと思うんです。そうすると、言われてる話を全部漏れないようにメモをとるのに必死になっているということはなかったでしょうか。私はそれを危惧して、ペーパーをお渡ししたらどうかと。証拠をお渡しすることはできませんけれども、主張はお渡しできるので、それでお聞きしたんです。もし付け加えることがあれば教えていただければと思います。

### 3 番

まさにおっしゃられるとおりで、とにかく一言も逃すまいと思ってメモしてました。要らないこともいっぱい書いたかもしれないんですけど。たまたま私の席の隣に左陪席の方がいて、メモをとるタイミングが全然違ったりしているので、ああ、やっぱりそうなんだなとは思ったんですけど。ただ、自分なりに、書けば頭にも入ってくるし、理解のためにも一生懸命書いたというのもあるんですけど。今おっしゃられるように、ポイントというのは正直分からないんで、なるべく逃さないようにメモしてました。なので、改めて書面があれば、あっ、ここがポイントなんだなというのは、すごく役に立つのかなと思います。ただ、やっぱりその場では分からないんで、僕も一生懸命書いてました。

司会者

他の方。では、7 番の方。

### 7 番

私はポイントが分からない医学用語満載のものも全部書き留めなきゃいけないということで、すごく苦勞した覚えがありますので、後からでもきちんとした書面でいただけるというのは、裁判員の皆さんが助かるのかなと思います。あとは、ニュアンスになるのかとは思いますが、出てきているプレゼン資料と説明されている内容にちょっと違和感のあるような表現というのも多々ありました。それが検察側だったのか弁護側だったのかは記憶が曖昧なんですけれども、裁判期間中に割と、見せられてる資料にはこういう書き方をしてるけど、しゃべられてる方はちょっと別の表現をされたといったようなケースがありました。資料で見るとすごく強い表現なんですけど、そういう強いニュアンスではしゃべられてなかったりというような、そのギャップに結構戸惑いを感じたことがあったねというのを裁判期間にも話をしたことがあるので、やはり話されてることのメモというのはいただいたほうが助かるかなと思います。

### 司会者

次のテーマは、証拠調べが分かりやすかったかどうかということで、証拠書類の取調べは理解しやすかったかどうか、あるいは検察官・弁護人による証人尋問、被告人質問は理解しやすかったかどうか、内容的には、例えば争点に関してポイントを突いたものだったというふうに理解できたか、あるいは重要じゃない点に時間をかけ過ぎているというふうに感じたことはなかったか、あるいは質問の狙いが理解できたかどうかというような観点などでお話いただければと思います。いかがでしょうか。これは実際の公判の一番の中心になるところで、皆さんいろいろ御意見、御感想があるかと思います。では、3番の方、お願いします。

### 3番

私が担当した裁判は、裁判員裁判で判決をしたものが差し戻されてやり直し裁判になったもので、その第一審というんですかね、最初の裁判の証拠を、

特に取調べの状況をずっとDVDで再生して、我々がそれをずっと聞いているという、そういうのが2日ぐらいあったと思います。DVDなので、被告人の方はいらっしゃるんですけど、証人がそこにいるわけでもなく、ライブ感がなくDVDを見てたんですけど。DVD自体は、最初飽きちゃうかなとかと思ってたんですけど、それはそれで割ときちっと見ることはできました。その途中で、多分飽きさせないためだと思うんですけど、一部の証人について、裁判官と検察官と弁護人が、それぞれ役割を、当時の様子その場で演じてくれたんですね。被告人は外国の方だったんですけども、証人は外国人の奥さんで、DVDでは、英語でしゃべっていて、それを通訳の方が日本語に通訳してくれるのを我々が聞いているという、そういう状態だったんですけど、多分その時間の短縮もあったと思うんですけども、日本語で演じてくれました。ただ、理解はしやすいんですけども、例えば証人の方の表情だとか態度だとか、そういうのが全然伝わらないので、もしそうやって短縮をやってくれるのであれば、同時通訳的に証人の方のDVDを見ながら音声は日本語みたいな、そういったほうがまだよかったかなと。であれば、DVDをそのまま見させていただいたほうがよかったかもとも思いました。試験的にやられてたのかも分からないんですけど、やり直し裁判というのはあまりないのかもしれないんですけど、特に外国人でというところで非常にまれなケースだったのかもしれないんですけど、そういった感想を持ちました。

司会者

他の方はどうでしょうか。7番の方は、専門家の証言とかもあって、理解しやすかったのか、しにくかったのか、いろいろあるかと思うんですけども、いかがですか。

7番

医学部の学生になった気分で聞いていたというのもそうなんですけれども、本当に専門用語が多くて、検察官の方が、A4で2枚か3枚ぐらいの医学用

語の説明のメモを作って用意していただいて、そういったものを見ながら証人尋問を聞いたりとか、後でその用語集を見返して、このことを言っていたのは何だったのかなとかという、そういう意味では本当に特殊なケースなのかもしれないですけども、そもそも医療、医学のところに土台がない一般人が聞いているので、そういう難しさを感じながら進めていたところがあります。あと、意見の対立したお医者さんたちの話を聞いていくわけなんですけれども、弁護側だったか、証人の方の略歴の説明みたいなものがありまして、すごい偉い人ですよという肩書とか、書かれてる著作物とか、こんな研究を論文に発表してますよといったところが20分ぐらいあって、何かすごい長いなと思って。別にその方が権威があるかどうかというのは、20分の説明では判断しないのにとすごく思いました。そういうところに出てこられる方なので、どちら側の方であっても偉い方だろうなとは思っているので、そういうところは省略していただくとよかったかなと個人的に思いました。あとは、証人尋問もそうなんですけれども、やはり話されてるニュアンスとパワーポイントの資料のギャップがすごくあることが多くて、お医者さんはそこまで強い口調では言ってないのに、こちらの手元に残るプレゼンの資料には断定して書かれてたりというギャップがあって、そこまで医者としての見解で断定してたかというのが、最終的に評議のときに話にもなったので、どちらが作られてるか分からないんですけども、資料と証言のギャップをなくしていただくと助かるかなと感じます。

#### 司会者

他の方はどうでしょうか。今回お集まりいただいた皆さんの多くは選任された日と別の日に第1回の公判があって、冒頭陳述、証拠調べという形で入ってるんですけども、1番の方は選任された直後に法廷で冒頭陳述があって、その後、日を改めて証拠調べという手続が行われているようなんですが、そういうことで何か分かりやすかったとか分かりにくかったとかいったことは

ありますか。

## 1 番

何度も同じことを申し上げるようで恐縮なんですけど、1日目から冒頭陳述だったので、やはり現実感がないというか、あれよあれよという感じでした。ただ、私だけではなくて、やはり皆さん同じようなことをおっしゃっていました。1日目から入り込んでらっしゃる、きちんと理解されてる感じの方もいらっしゃったので個人差はあると思いますけれども、私は本当に入り込めなかった感じがありました。ただ、ペーパーを理解してからとか自分で準備をしていくと入り込んでいける感じはありました。

## 司会者

ありがとうございます。それでは、弁護士、検察官のほうから何かございますか。

## 水橋弁護士

先ほどの7番の方の専門家の証人の話、非常に象徴的だったと思うんですけども、その他の方も多くの事件で専門家の証人の話を聞く機会があったかと思います。例えば画像の鑑定とか、精神疾患に対する鑑定とか、あるいはその人の性格がどういうものだったかということについての専門家の意見とか、ここにいる半分以上の方が専門家の方のお話をお聞きになっているかと思います。実際にそれを公判で聞いたときに、どれぐらい理解できたのか率直な御意見をいただきたいのが一つと、それからもう一つは、先ほど検察官がメモを配ってくれたという話があったかと思うんですけども、専門家の話を聞くに当たってこういう工夫があったらより分かりやすかったのになとか、あるいは逆にこういう工夫がなされていてそれがすごく分かりやすくてよかったとか、専門家の証人の話を聞くときにこうやったら分かりやすくなるのになと思うような場面があったら、是非教えていただきたいと思います。

司会者

2番の方，いかがですか。

2番

証人として精神科のお医者様と，それから被害者の方の治療に当たられたお医者様がいらしたんですけれども，まず精神鑑定をされた精神科のお医者様の資料がものすごく完璧というか大きな字で，多分これは先生が作られたものだと思うんですけれども，A4サイズ60枚ぐらいの資料をばあっと早口で読まれていかれたんですかね。多分聞いただけでは全く理解できない専門用語などもたくさん，先ほどの酌量もそうですけれども，専門用語がたくさん出てきたんですけれども，評議室に戻ってから，皆さんで何度もページを見返しながらかし合ふことができました。もう一つの治療に当たられたお医者様の証言に関して，ちょっと質問の趣旨とずれちゃうかもしれないんですが，すごく印象に残っていることがありまして，検察側と弁護側とで傷の深さについて意見が分かれていた部分がありまして，弁護士の方がお医者様の証人の方に対して，あなたが治療によって傷を深くされたんじゃないですかというような質問をされたことに，とても強烈な印象を受けました。弁護する立場として必要な質問だったのかもしれないんですけれども，証人に立たれている方がまるで被告人のようなイメージをそのとき持ちまして，私は裁判の証人に立ちたくないなと思いました。

水橋弁護士

もうお一方ぐらいどなたか，せっかくなのでお伺いできればと思いますが。

司会者

いかがですか。では，6番の方。

6番

自分が担当した裁判は，被害者の方が傷を負ってる写真を見せていろいろ審議するという感じだったんですけど。やはりお医者さんは専門用語がいつ

ばい出てきて分からないというのが多々ありまして、その点に関してはみんなで話し合っただけで裁判官の方から御説明していただいたという形なんですけど、やっぱりけがしてる写真を見せていただいたほうがよかったかなというような感じがします。傷自体がすごく痛々しい傷だったので、いろいろと報道とかで見たり聞いたりしてはしていましたけど、そういった点では審議とかする際にはよかったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。

新庄弁護士

証人尋問の点で、大体は検察官のほうの主尋問をとられる事例が多いと思うんですが、弁護人は反対尋問という形で証人の証言を何らかの形で崩そうとしてると思うんですね。そういう場合の反対尋問を聞いていて、何のためにこの質問をしてるのか分からないような質問はあったでしょうか。それとも、これは証人の証言もこういうふうに疑われるんじゃないかなということを出すための尋問をしてるのかなというのが分かって、そこが中心で検討したほうがいいのか。先ほどちょっと出ていた、お医者さんが治療で傷を深くしたんじゃないのという言い方というのは、逆に最初からあった傷なのか、その後の経過で生まれた傷じゃないかというのが、その深さが問題になってるということを出したかったんだと思うんですね。自分は尋問されたくはないというお気持ちはよく分かりますけど、弁護人のその質問というのは、そういう信用性を突いている質問なんだという意味で、ぱっと理解できたのか、何のためにあんな質問をしてるのかよく分からなかったけれど、終わってから評議に戻られて、裁判官のほうからあれはこういうことだったんじゃないでしょうかねとか言われてようやく分かったぐらいの程度なのか。尋問の仕方というのは反対尋問のほうで難しいので、弁護人はいつもそれで苦労しているんですが、弁護人が何を聞いているのか分

からないというような点がもしあれば教えていただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。では7番の方，お願いします。

7番

全くおっしゃるとおりで，特に医学用語に対する反対尋問とかでしたので，何を言いたくて聞いているんだろうとずっと思いながら反対尋問を聞いてました。なので，お医者さんの証人の方への反対尋問では，結局弁護側は何が主張したかったのか，何が聞きたかったのかもよく分からないまま時間が過ぎていって，弁護側の方の証言が出てきて，最後の最後で，評議に入る前になって，やっと，あっ，こういうところを崩したかったんだなというのが整理できるような状態でしたので，その経過の最中は何を聞きたいのかがずっと分からないまま日がどんどん経っていったような感じでした。

司会者

ありがとうございます。では，2番の方。

2番

先ほどの話の続きのようになってしまいうんですけれども，私個人的な意見としては被告人にもなりたくないし証人尋問にも立ちたくないというふうには思いましたが，その弁護士の方が質問をされた，あなたが治療のときに深くしたんじゃないですかという質問に対して，証人に立たれたお医者さんが答えたことがとても参考になりました。それは，ナイフの先はとがったものですが，治療したゾンデというものは先が丸いので，それで押し広げる，深くするということは医学的にはないと思いますというお医者さんの意見が逆に聞けたので，そういった反対尋問というか，そういった質問がやはり必要なんだなというふうに理解はしております。

司会者

検察官のほうは特に質問ございませんか。よろしいですか。それでは，論

告・弁論が分かりやすかったかどうかという点について移りたいと思います。ここでは、この後、評議が控えているわけですが、自分の考えを整理して評議で意見を述べるというために役に立ったかどうかという観点も含めて御意見、御感想等があればお伺いしたいと思います。6番の方、どうですか。

6番

自分が担当した事件では、検察官の方からひしひしと、絶対一番重い処分にしてやるんだというのが裁判の中ですごく感じられました。また、弁護士の方からは、丁寧な言葉で何とか、刑を軽くしようとか無罪にしようという意識的なものがすごく感じられたように思いました。

司会者

他の方はいかがでしょうか。では、5番の方。

5番

あくまで私の個人的な意見というか感想ですけど、私の行った裁判はやり直し裁判ということで、一回判決が決まって、今回の私が参加したものでひっくり返った裁判だったんですけれども、正直その裁判の印象が、証拠が少ないというか、検察の方がちょっと説明不足なんじゃないかなという印象があったんです。それを踏まえて最後の論告のシーンで、まず弁護士の方の熱意というのはすごくあって、絶対にこの人は無罪だみたいなことは伝わってきたんですけど、検察の方々が燃え尽きたというか、何かもう、以上です、みたいな、あっ、それだけでいいのみたいな感じの印象をすごく受けてました。検察の方も結局その後、控訴しなかったというふうに聞いているので、やる気がなかったのかなという、そんなことはないと思いますけれども、これはもう分かっていることなのかなという印象はすごく受けました。

司会者

ありがとうございます。7番の方ばかりであれなんですけど、本当に長い

期間で論点がたくさんあって専門用語があってということで、最後の論告・弁論はどうでしたか。

7 番

全て証人とかが出終わった後なので、自分たちの中でも割と頭の整理というか、必要な用語とかも頭に入ってきましたし、そういう意味では、論告にしても弁論にしても分かりやすかったと思います。ただ、それは最後なので分かりやすかったんですけれども、裁判ってそういう進め方なのかもしれないんですけれども、実際の証人に直接質問ができる機会のときに、まだそこまで整理しきれない状態で裁判に携わらなきゃいけないという状態で続いていきますよね。なので、評議に入る前の準備として自分の中で少し何か残ってるものがあったかなと思います。論告と弁論は分かりやすかったんですけれども、そこに至るまでのところで、もう少しこういう流れだよというのが先に分かってたほうが、自分の裁判への臨み方とか証人の証言の聞き方とか整理できたのかなと思います。

司会者

そういうことを冒頭陳述で分かるようになってるはずなんですが、そうは感じられなかったということでしょうか。

7 番

冒頭陳述は後から分かりやすくなったと先ほど言ったんですけれども、結局後からじゃないと分からないような作りだったというか。パズルのピースを埋めて最後になって大枠が見えてきていろいろ疑問が出てきちゃうというような印象をすごく持っていて、冒頭陳述の段階ではそこが理解できる状態にはなってなかったかなと思います。

司会者

5 番の方。

5 番

今7番の方の話を聞いてて、私もちょっと思い出したことがあったので、それを指摘させていただきます。全部言ったことを書き出したペーパーがあれば分かりやすいという話を先ほどされてたと思うんですけども、裁判員に選ばれてから裁判が始まって、どこに着眼点を、話の流れとかでどういうところに注目していくべきなのとかも分からない状況で、それを裁判官の方に聞くと、うん、まあみたいな感じでした。多分それはきっと私が偏見を持たないようにというか、まっさらな状態であなたはどう思いますかということをお聞きくださったんだなと後から思ったんですけども、あまりに、次第に分かってきますよみたいな雰囲気です。多分日が長ければ貢献できるというか、徐々に自分の裁判に対する意識とか知識とか、そういうものが増えていけば貢献できるかなと思うんですけども、終わったときに、本当に私はこの裁判に貢献できたんだろうかと、ちょっと難しいなと思いました。偏見がない状態で参加していくためには、裁判官から、こういう場合はこういうふうに見るといいですよなんて言われたら、そうなんだろうなと思っちゃおうと思うので、重要だなと思う一方で、流されていく自分というか、本当に分からない状態という不安もありました。なので先ほどおっしゃられてた、全部話したことが書いてあるペーパーを見ることで話を覚えるというか、自分がメモしなくても後で見返して、評議室とかでみんなでここって大事なことだよねという共有が簡単にできると、その先の流れとかもつかみやすくなっていくんじゃないかなとも思いました。

司会者

ありがとうございます。3番の方。

3番

ちょっと話が変わっちゃうかもしれないんですけど、裁判に最初に臨むに当たって、裁判長の方から、クロであることを証明するのは検察官の仕事だと、弁護人の仕事はそれがクロじゃなければいいと説明すればいいと、真っ

黒に近くてもグレーであればいいということで、裁判官、裁判員は、その検察官なりの説明が合理的であるかどうかを判断すればいいという、そういう言われ方をしてたんで、私は評議を含めて臨んでいくに当たって、とにかく検察官が言ってることが、論告も含めて、本当に合理的にそうかどうかというところにすごく力を入れて、最後の弁論、弁護士の説明というのは実はあまり真剣に聞いてなかったところがあります。要は自分が検察官の言ってることを本当に合理的に自分として理解できてるかどうかで、そこでもし、あっ、本当にそうかなと思ったときに初めて弁護士の言ってることをもう一回見返してみようかと。もう最初から検察官が言ってることがおかしいと思った瞬間に、弁護士の言ってることはあまり重く聞いてなかったんですかね。だから、皆さんどういふふうに臨んでたか分からないんですけど、私はそういった気持ちで取り組んでたので、最後の論告・弁論というのはそれほど重要視はしてなかったです。

司会者

ありがとうございます。弁護士、検察官の方から何か質問ございますか。

新庄弁護士

ちょっと論告、弁論からずれるんですが、今回の事案の中で、被害者の方が参加された事件、あるいは代理人弁護士が参加された事件がもしあれば、その際に被害者の意見あるいは被害者自身の論告というものもあったかと思いますが、これについて、どんな印象を持たれたのかお聞きしたいと思います。

6番

自分が担当した裁判では、被害者の方が1日だけしか時間がないということで来られました。テレビでしか見たことがなかったんですけども、衝立で仕切られて出てきまして、被害者の方が加害者に対して述べられたりとか、それを弁護人の方が述べられたんですけど、最後の、罪を犯した人に対して

は私も許さないし、家族も友人も一生許さないというのがすごく印象には残りました。

新庄弁護士

それはやっぱり量刑に影響もしてきますか。

6番

そうですね。

新庄弁護士

聞かなかった場合と比べるとやっぱり気持ちが動くとか、そういうのはあるんですか。

6番

自分の中で、多少なりにはあったと思います。やはりけがしてるのを見て、写真等見てますし、被害者の方も来られて、本当に小さい声で話してるのも見てますし、加害者の方が何回か被害者の方の後をつけたというのがあったりしたので、そういった意味では自分の中ではあったと思います。

司会者

日程を見る限りは被害者参加の事件はなかったようです。検察官からはいかがですか。

佐藤検察官

検察官の佐藤と申します。先ほど、証拠調べや実際の証言、パフォーマンスの部分とメモや資料とのギャップという話が出てきたかと思うんですけども、論告についてもそのギャップがあったのか、なかったのか、実際に作成した資料のほう、論告メモのほうの情報量として、これが情報量として多かったのか、それとも適切なものだったのか、少なかったのか、そういった感想等がございましたら、伺わせていただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。8番の方、お願いします。

8 番

私が受けた裁判では，要らない情報が結構証拠として挙がっていて，写真とかが結構ありました。被告人が黙秘していて，全部検察側の証拠で我々が判断するという状況だったので，その不鮮明な資料とかを専門家の人がいろいろ言ってるんですけど，それを見て判断するのかというのも，ちょっとこれは厳しいなという状況が多々ありました。要らない情報をそんなに入れるんであれば，もっと何か鮮明な画像を二，三個入れていただければ，もうそれで何かこの人が犯人かどうかというのは分かったんじゃないかなという感じでした。

司会者

他の方はいかがでしょうか。論告メモは情報量としてどうだったかという点について。では，4 番の方。

4 番

ちょうど適度だったと思っています。弁護人の弁論もあったわけですが，それに比べてもものすごく分かりやすく納得がいて，そうそう，こういうこともあった，ああいうこともあったということが簡潔にまとめられていて，後から評議に入るときもすごく参考になりました。

司会者

よろしいでしょうか。それでは，本日は報道機関の方も来られていますが，記者の方から御質問いただければと思いますが，いかがでしょうか。

甲社A記者

甲社のAと申します。本日は貴重な御意見を伺わせていただきましてどうもありがとうございました。お疲れのところ大変恐縮ですが，1 問だけお聞かせ願えればと思っております。裁判員を経験されての感想でしたり，あるいは制度の課題や改善点，こういったことについて，もし言い足りないところがございましたら，改めてお聞かせいただけますでしょうか。

司会者

そうすると、皆さんにお伺いしたほうがよろしいですか。

甲社A記者

そうですね。特にないんでしたら結構です。

司会者

あればということで、では1番の方からお願いします。

1番

逆にちょっと質問をさせていただきたいんですけど、例えばアメリカの陪審員制度と日本の裁判員制度と趣旨が違うと思うんですが、そこを一言で教えていただけないでしょうか。

司会者

もともとアメリカの陪審員制度は陪審員だけで判断するのに対して、日本の裁判員制度は裁判官と裁判員が一緒になってやっていくというところの作り自体がそもそも違っているというところがあります。

1番

私の周りでも、陪審員と裁判員制度とがごっちゃになってらっしゃる方も結構まだいらっしゃると思うんです。弁護士が何か情に訴えかけるようなことをおっしゃって、裁判官がおっしゃってくださったことで今でもよく覚えてることがありまして、目の前の事実だけを見てくださいと。それが、あつと目からうろここという感じでした。そのことをまずありきで裁判員制度を周知してくださると、私の心構えもちょっと違ったものになったかもしれないなということがありました。

司会者

ありがとうございます。では2番の方。

2番

私は一度経験させていただいて、どの辺にポイントを絞ってメモをすれば

いいかとか、どういったところに注視して考えていけばいいかということが分かって、もう二度はないと思うんですけれども、また経験をしたいなというふうに思っております。審理の途中の証言、論告とか弁論とか、法曹の関係者の方、専門家の方のお話については、私は何も申すこともなく、すばらしいお話だったと、資料だったと私は思っております。その中で被告人の方とか、それから被害者の方について、被告人の御家族、お母さん、奥さんの証人としてのお話があったんですけれども、それについては一生懸命メモをさせていただきました。そうしながらも、メモの紙よりも証人に立たれてる方の表情やお話にとっても集中をして聞かせていただいたんですけれども、被告人のお母さんと何度か目が合いまして、年齢が少しお母さんと近い印象を受けたので、あなたなら分かってくれるわよねといったような訴えかけるような表情で何度もこちらのほうを見ておられたというふうに個人的な感想を持ちました。6日間の経験の中で思ったことですが、本当に裁判は紙一重というか、もしもそのお母さんも自分の息子がそのような罪を犯さなければ、もしかすると裁判員として隣に並んでたかもしれない、そういった人間模様というか、そういったものをすごく感じながら眺めていました。また、奥さんとして証言に立った証人に対して、とてもクールな奥さんで、お母様に比べて奥さんは、一見突き放してるというか、勾留されている場所にも、お母さんは毎日のように行かれているけれども、奥さんはあまり顔を出されないというような弁護人の方のお話があったんです。それに対して、人によって感想が違ったということがありました。私は、家族から、裁判員として参加することに対して、私の性格的にいろんな人に情が移っちゃうから裁判員は向いてないかもしれないと言われたので、なるべく冷静に思おうと思ったんですけれども。自分の夫がそのような罪を犯しているところで、うちの旦那さんの罪をもっと軽くしてくださいというようなことは、私だったら逆に言えない、煮るなり焼くなり好きにしてください、そういったぐらいの妻とし

ての強さなどもその証人の中に感じたりしました。今まで映画やドラマでしか見たことのなかった裁判ですが、より映画らしいというかドラマらしいというか、本当によくできた流れで進められているなどと言うと、ちょっと言葉がうまく見つからないんですが、感動もあり、残念な気持ちもあり、そういった印象を一つの裁判で受けました。

司会者

では、3番の方。

3番

事件とはあまり関係ないかもしれないんですけど、冒頭申し上げましたように、かなり自分の中で裁判というか、法曹に対する意識が変わりました。全く無縁の世界だったんですけど。私が担当した事件は差戻審だったんですけども、その差し戻された理由を第一審で担当した裁判員の方々には多分説明がないというふうに裁判官の方から聞いたんですね。ああ、そうなんだと思ってたんですけど。私が裁判員を経験した後に幾つかの殺人事件で裁判員裁判の死刑判決が高裁で覆ったというのが二、三続けてありました。日本では三審制がきちっと機能してるというのは、それはそれでいいかなと思ったんですけど、きっとその死刑判決を下した裁判員の方々は何ものすごいストレスを持って、要は死刑を決めたんだと思うので、その覆した理由をきちっと説明していただきたいなと思うんです。裁判官の方はいいと思うんです。職業裁判官なのでそれは割り切ってると思うんですけど、裁判員の方々というのは、普通に民間の全然違う世界で生きてる人が大半だと思うので、そういう方々にはきちっと説明をしていただけるような制度があるといいなというふうにここ最近思ってます。

司会者

4番の方、お願いします。

4番

裁判員をやらせていただいて感じたことなんですけれども、資料は持って帰っちゃいけないんですが、うちに帰って反復したいというか、そういうことが何度かあって。次の日にまた審理があったりするわけですが、内容をよく把握して理解を深めるためにも持って帰れたらよかったです。守秘義務もあるし、人に漏れてはいけないんだから持って帰っちゃいけないんですけれども、そこがすごく思いました。補充質問のときに裁判長から何かありますかと聞かれたときに、もっと自分が理解をしていれば、突っ込んだ質問ができたのということが何度かありまして、それが残念に思っているところです。それと、すごく私が印象に残っているのは、私が担当した事件は放火で殺人ということだったので、被告人の方の最終の陳述のときに、訴えかけるような、多分予定時間よりも長く被告人の方がお話しされていて、できるだけ刑は軽くしてほしいんだろうなという印象を深く受けたんですね。そんなことが私の裁判員をやった感想です。

## 5 番

一番最初に話したことなんですけれども、裁判員に選ばれるまでは裁判員制度というものに対する私の意識はゼロで、関心がなかったと言ってもいいと思います。その後、裁判員を終えてからいろいろと裁判員制度ってどうなんだろうなというふうに考える機会があったので、この場を借りて言わせていただきたいなと思います。裁判員自体、裁判員制度の存在意義というのはすごく私は感じていて、裁判官の方が、一般の方々の意見を取り入れた判決にしたいということであるんですよという話をしておられて、ああ、そうかと思ったんですけれども。じゃ、実際どこまで一般の方の視点というのが判決に影響を及ぼすのかということ考えたときに、私は多分そこまで判決のクオリティに変化はないんじゃないかなと正直思いました。というのも、やっぱり判決するに当たって一定のルールというものがあって、証拠から唯一言えること、こういう可能性もあるということは事実と認定できないから、

だから証拠だけを見て、これは唯一言えますかということで判断していくというルールを教わりました。そう考えると、一般人の中には、証拠とかを鑑みずに意見を言う方がいると思うんですけど、よくよく考えると、結局証拠に基づかない一般人の意見というのは反映されないの、裁判員制度の存在意義として一般人の意見を踏まえるというのは正直疑問ということなんです。ただ、その制度自体に意義があると感じるのは、最初にも申し上げたとおり、裁判自体のクオリティに変化を与えるということではなくて、裁判に参加したことで、一社会人の人々が今後社会で生活していく上でどういった影響があるのかなと。それはいい影響とは必ずしも言えないかもしれないですけども、少なくとも私はゼロの段階から、裁判員制度の事件があったんだとか、社会にかなり関心を持つようになったということがあります。そういう意味でやっぱり、今まで裁判というのは限られた人しか携わっていなかったのが、広く広まったことによりかなり意義があるなという感じがしました。そう考えた上で、今の裁判員制度というのは本当に国民というか私たち一般人に理解されているのだろうかということを考えまして、私はそこまで理解されていないと。8周年というニュースがあったので8年経ったんだなと思いますけど、8年経って、私の職場は公的機関なんですけど、先ほど7番の方がおっしゃったのと全く同じ現象が職場にあって、どこまで聞いていいのかなみたいなことを探りを入れてくるんですね。でも、評議室の中のことは言っちゃいけない、直接どうしてそういう判決になったのかは言っちゃいけないけれども、裁判は、よく考えれば分かることで傍聴している方がいるので、話してもいいことというのは結構あると思いますけども、職場の方は裁判で起きたことは何もしゃべっちゃいけないんじゃないかと思ってる方が多くて、やっぱり世の中の人って裁判というものが何たるものなのかとか、ましてや裁判員制度というものがどういうものなのかということこそそこまで知らないんだなというふうにごく思いました。今の高校生とか義務教育とかの子た

ちとかはそういう授業をやってるんだと思うんですが、私は8年前はもう義務教育は卒業してたので、大人とか企業の人たち、偉い人たちとかは、裁判とはこういうものだとか、裁判員制度の重要性とはこういうことなんじゃないかという部分を、例えば裁判員のそういう講義に出席するとかということも多分少ないと思うし、ましてや、例えば企業内で、もし裁判員に選ばれたらうちの企業ではこういうふうにしていこうねとか、そういう議論の場とかも少ないのかなというふうに感じていて。なので、裁判所の方もそうなんですけど、弁護士の方とか検察の方とか裁判に関わる方々をお願いしたいと思ったのが、周知というか、もっと予算を付けて裁判員制度をもうちょっとみんなに理解してもらえるようにしていくといいのかなというのは感じました。

司会者

心強い応援をありがとうございます。6番の方をお願いします。

6番

自分も裁判員に選任されて、ただ漠然と裁判所に来て選任されてしまったというのが第一印象で、裁判が始まってからは、やはり貴重な経験をさせてもらったなというので、職場の人でもやっぱりやってみたいという人が結構多数おられまして、選ばれていいなみたいな感じで言われたのが最初からの印象ですね。今後も、何年先かに選ばれるかは分かりませんが、やってみたいというふうに思います。ただ、裁判所に来て、公判予定とかを閲覧して、こんなにいっぱい1日に裁判があるんだというのを初めて思いました。やはり裁判員裁判を経験しまして、ニュースとか新聞とかを見るのも自分なりには大分変わってきたなというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。では、7番の方をお願いします。

7番

私もどちらかというところから、選ばれてしまったという気

持ちからスタートして参加はしたんですけれども、評議室で同じ裁判員の仲間たちといろいろ話をしていく中で、みんながすごく真摯に取り組んで、いろいろ話し合っていく中で、本当にすごく貴重な場で貴重な経験をしてるなという感じを得て、ちょっと期間が長くてつらかったところもあるんですけれども、またやりたいかと言われたら、今度はやってみたいと手を挙げるかなというふうに思います。経験者の方たちだけが共有できる思いというのはすごくあって、こういう意見交換会とか、そういうものが載ってるというのを全然知らなかったの、そういうところから少しずつ理解を深めると、もう少し手を挙げるとか前向きな気持ちで選任手続に向かえる人が増えるのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。では、8番の方、お願いします。

8番

私も皆さんの意見と同じで、最初は裁判員裁判というのがどういうものかというのはあまり知らずに参加してました。実際に裁判員裁判に参加したところでどうかと思うと、老若男女問わずいろいろなメンバーがいたので、一般企業の方から公務員の方まで、いろんな意見や知識を持ってるので、そこで一つの問題に対して、なぜ、なぜ、なぜというように掘っていったのは、とてもいい制度だなと。もしこれが法律の専門家だけだったら、ちょっと頭でっかちになってしまうんじゃないかなと思いました。今回こういう貴重な場に参加させていただいて、とても有意義だったと思うんです。何か2回ぐらい当選する方もいるという話は聞いたことがあるので、できたらもう1回ぐらい参加したいなという感じです。

司会者

ありがとうございました。

3番

今裁判員が始まって8年経ってるんですけど、この裁判員の意義というのは判決だとか民意を是非どんどん吸い込んでいこうということだと思えます。量刑が過去の判例に比べて裁判員が始まってどういうふうになってきたかという、何かそういった統計をとられてるものがあれば是非教えていただきたいし、もしそういうのがなくて裁判員、裁判員と言ってるだけだと、本当に制度が形骸化して、あまり関心を持たれなくなる可能性があるのかなというふうに感じていて、そういったデータが整理されていれば、是非どんどん公開して、裁判員になってこんなに変わってきてるんだよということをどんどんアピールしていただきたいなというふうに思いました。多分、私は裁判員をやってなかったらこんなことはちっとも考えなかったんですけど、自分もちょっと変わったなと思って、その中でそういったこともどんどんアピールしていただきたいなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。参加された法曹関係の皆さんもいろいろお伺いしたいこととかもあったかもしれません。あるいは参加された裁判員経験者の皆さんも言い足りないことがあるかもしれませんが、本日はこれで終了とさせていただきますこととしたいと思います。いろんな点について貴重な御意見をいただきました。本日は長時間御協力ありがとうございました。これで意見交換会を終わりにしたいと思います。

以 上